

京情審答申第42号
平成14年11月15日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 錦織成史

公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年12月4日付け3高第1310号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開とした判断は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 13 年 9 月 14 日、異議申立人から京都府情報公開条例（平成 13 年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「介護保険一次認定ソフトの setup の中の N i n t e i 9 9 」に係る公文書公開請求書が郵送され、受理した。
- 2 これに対し、実施機関は、上記請求に対応する公文書として、「認定ソフト 9 9 」を特定した。
「認定ソフト 9 9 」とは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条第 8 項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定を支援するため、国から都道府県を通じて市町村に配布された CD - R O M を記録媒体とするソフトウェアである。これは、要介護認定の一次判定を行う判定機能（以下「判定機能部分」という。）と、通信機能に係るプログラム等（以下「通信機能部分」という。）から構成されており、異議申立人が公開を求める公文書は、そのうち通信機能部分を除いたものである。（以下「本件公文書」という。）
- 3 平成 13 年 9 月 28 日、本件公文書について非公開決定を行い、同日、公文書非公開決定通知書を異議申立人に送付した。
- 4 平成 13 年 11 月 20 日、異議申立人から、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号の規定により、本件公文書に係る公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める異議申立書が郵送され、受理した。
- 5 平成 13 年 12 月 4 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、京都府情報公開審査会に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第 3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件公文書について、実施機関は、条例の施行日前に取得した文書であるので、条例附則第7項第2号の規定により、条例が適用されないというが、これは解釈を間違っている。

当該規定の解釈は、古い文書に条例を適用すると大変なので適用されないこととしているのであって、日常的に使用しているものまでも、条例を適用しないとするのは、原則公開を趣旨とする条例に違反する。

また、他府県においては、本件公文書を国から入手したうえで、公開しているところもある。他府県において公開できることが、なぜ京都府でできないのか。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、介護保険法第27条第8項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定を支援するため、国から都道府県を通じて市町村に配布されたCD-ROMを記録媒体とする電磁的記録のうち、通信機能部分を除いたものである。

2 本件公文書の取得日について

介護保険法は、平成12年4月1日から施行されているが、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第17条の規定により、要介護認定の手続は施行日前においても行うことができるとされており、平成11年10月1日から、市町村において、認定事務を開始した。

本件公文書は、厚生省（当時）から各都道府県を通じて、その管内市町村に配布されたものであり、実施機関においても1部保有しているが、市町村が認定事務を開始した平成11年10月1日以前に、取得していたものである。

3 非公開の理由について

本件公文書は、平成13年4月1日前に取得した電磁的記録である。したがって、条例附則第7項第2号により、条例が適用される公文書ではなく、非公開決定を行った。

4 本件公文書の使用について

本府においては、介護保険法第38条第2項の規定により、府内31町村から、要介護認定の審査判定事務について委託を受け、京都府介護認定審査会を設置している。

異議申立人は、実施機関が本件公文書を日常的に使用していると主張するが、本件公文書を使用する要介護認定の一次判定は、各市町村において実施され、京都府介護認定審査会においては、各市町村が行った一次判定結果を資料として、要介護認定の審査判定業務を行っているものの、この業務においても本件公文書を使用することはなく、また、今後も本件公文書の使用は見込まれない。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

当審査会は、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈し、以下に判断するものである。

2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件公文書は、条例附則第7項第2号の規定により、条例が適用されないと主張するので、これについて検討し、判断する。

条例附則第7項は、この条例の適用を受ける公文書について定めたものである。

同項第1号は、平成13年4月1日以後に実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が作成し、又は取得した公文書について条例を適用すると規定している。

当該規定は、公文書の作成又は取得時期のみで条例の適用を受けるか否かを判断するものである。

実施機関の説明によると、本件公文書は、平成11年10月1日前に取得したものであるとのことであり、取得時期について、実施機関と異議申立人との間で、争いはない。

したがって、本件公文書は、同項第1号に該当する公文書ではない。

次に同項第2号は、平成13年4月1日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が作成し、又は取得した文書及び図画のうち、決裁又は閲覧の手續が終了し、実施機関が管理しているもので、改正前の京都府情報公開条例（昭和63年京都府条例第16号）が適用されていたものについて条例を適用すると規定している。

本件公文書は「電磁的記録」であるので、「文書及び図画」には該当せず（条例第1条第2項）、同項第2号に該当する公文書ではない。

また、同項第3号に該当する公文書ではないことは、明らかである。

よって、同項の規定により、本件公文書は条例が適用されず、本件処分は妥当である。

なお、異議申立人は、国が地方公共団体に貸与している判定機能部分を入手すれば、公開できる旨主張するが、条例上は、実施機関が現に保有していない公文書を新たに取得する義務までは負わないものである。

また、実施機関は、同項第2号に該当しないことのみを理由として附記しているが、本件処分は結論において妥当であり、これを維持すべきと判断する。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。